

議案第6号

里庄町消防団条例の一部改正について

里庄町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月4日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

消防庁長官から消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づき通知された「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号）において示された「非常勤消防団員の報酬等の基準」等の助言を受け、当町においても、消防団員の年額報酬等について所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和4年3月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町消防団条例の一部を改正する条例

里庄町消防団条例（平成18年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「及び費用弁償」を削り、同条第1項及び第2項を次のように改める。

団員の報酬は、年額報酬とする。

2 団員には、次により年額報酬を支給する。

団長 年額 161,000円

副団長 年額 131,000円

分団長 年額 90,000円

副分団長 年額 75,000円

部長 年額 67,500円

班長 年額 37,000円

団員 年額 36,500円

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（公務災害補償）

第16条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷
若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又
はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところによる。

（退職報償金）

第17条 団員（勤務年数が5年未満である者を除く。）が退職した場合においては、その
者（死亡による退職の場合は、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する
条例の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。